

保険番号マスタ(大分県44))

番号	設定項目名	制度名	子ども					ひとり親家庭			重度心身障害児者	吉富町			
			乳幼児		小学生		中学生		高校生			乳幼児			
1	保険番号		183	283	383	483	583	683	783	182	282	199	299	181	281
2	法別番号		83	83	83	83	83	83	83	82	82	99	99	81	81
3	短縮制度名		マル乳	乳3未	乳負無	マル子	臼杵子	子負無	子負食無	親負担有	親負担無	マル親	マル障	乳負担有	乳負担無
4	保険公費種別区分		7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7
5	法別番号チェック区分		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
6	検証番号チェック区分		2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
7	受給者検証番号チェック区分		2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
8	公費主保区分		3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
9	年齢(開始-終了)		3 - 15	0 - 2	0 - 15	6 - 15	6 - 15	0 - 18	0 - 18	0 - 999	0 - 18	0 - 999	0 - 999	3 - 6	0 - 6
10	点数単価		10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10
11	レセプト負担金額		1	1	1	2	2	2	2	2	1	1	1	1	1
12	レセプト請求(印刷)		3	3	3	0	0	0	0	0	3	3	3	3	3
13	レセプト記載		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
※	所得情報														
14	外来負担区分		1	1	2	0	1	2	2	1	2	2	2	1	2
15	1回負担割合		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
16	1回固定額		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
17	1回上限額		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
18	1日上限額		500	500	0	0	500	0	0	500	0	0	0	0	0
19	1日上限回数		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
20	1月院内上限額		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	600	0
21	1月院外上限額		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	600	0
22	1月上限回数		4	2	0	0	4	0	0	4	0	0	0	0	0
23	薬剤負担		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
24	入院負担区分		1	1	2	1	2	2	2	1	2	2	2	1	2
25	1回負担割合		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
26	1回固定額		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
27	1回上限額		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
28	1日上限額		500	500	0	500	0	0	0	500	0	0	0	500	0
29	1日上限回数		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
30	1月上限額		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
31	1月上限回数		14	14	0	14	0	0	0	14	0	0	0	7	0
32	1日食事助成額		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
33	食事療養費		1	1	1	1	1	1	3	1	1	3	3	1	1

(注) 平成18年10月より制度改正
子ども医療費

平成28年2月の制度改正により社保・国保共にレセプト請求へ変更(月遅れ分もレセプト請求のようです)

【旧設定(平成28年2月請求分以前)】

外来(1日500円/月4回または2回)入院(1日500円/月14日)の自己負担あり

※市町村により自己負担がない場合は、「183」又は「283」と「383」を組み合わせでご使用下さい

「383」にて限定保険番号に「183」や「283」を入れることで作成される保険組み合わせを限定することが出来ます

【平成28年2月からの設定(平成28年3月請求分以降)】

「マル子」…入院は日500円/14日の自己負担、外来は助成対象外または償還払いの場合にご使用ください。大分市の制度です。

「臼杵子」…外来は日500円/月4回、入院は患者負担無の場合にご使用ください。臼杵市、日出町(平成29年4月)の制度です。

「子負無」…入院、外来共に患者負担無。食事療養費は助成対象外の場合にご使用ください。由布市(平成29年4月)、豊後高田市の制度です。

「子負食無」…入院、外来共に患者負担無。食事療養費も患者負担無の場合にご使用ください。津久見市、竹田市、**国東市**の制度です。

※システム管理マスター「2010 地方公費保険番号付加情報」の「レセプト(1)」の「一部負担金0円記載(記録)(外来)」「一部負担金0円記載(記録)(入院)」の左側を「1」で設定を行ってください。

ひとり親家庭等医療費

「親負担有」…親が該当。外来(1日500円/月4回)入院(1日500円/月14日)の自己負担あり。

「親負担無」…子が該当。外来、入院共に自己負担なし。

※平成24年12月より現物給付(レセプト請求)

★吉富町

乳幼児

通常、他県の地方公費は償還払いですが、福岡県吉富町の公費は請求書による請求のようです。カスタマイズをお願いします。

※3歳以上は一部負担金が発生しますが、吉富町の市町村公費により患者負担なしのようです。

※請求書の印字項目に市町村公費助成前的一部負担金が必要のようなので、3歳以上は「181」+「281」の保険組み合わせをご使用下さい。

※平成22年10月より乳幼児の年齢変更